

石巻市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき監査の結果に関する報告を石巻市長に提出したところ、同条第12項の規定に基づき当該監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成20年6月11日

石巻市監査委員 山崎 武敏

石巻市監査委員 矢川 昌宏

石巻市監査委員 高橋 誠志

石 巻 市 監 査 委 員 殿

石巻市長 土井 喜美夫

監査結果に係る措置について（通知）

平成20年6月3日付け石監第2号で指摘があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

監査対象部課	建設部 都市計画課								
監査対象範囲	平成19年度一般事務及び財務に関する事務の執行 (平成20年2月29日現在) ただし、必要がある場合は、過年度に遡及するものとした。								
監 査 期 間	平成20年4月8日から同年6月3日まで								
監 査 結 果 (指 摘 事 項)									
<p>行政財産目的外使用料の算定誤りについて</p> <p>行政財産目的外使用に係る使用料については、行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例第2条第1号の規定により、不動産については年額とし、使用期間が1年に満たない場合の使用料の額は、当該不動産の使用料の年額を使用期間に応じ、月割り又は日割りで計算した額とすることとされている。</p> <p>しかし、建設部都市計画課では、平成18年度の5か月間及び平成19年度の1か月間の行政財産目的外使用に係る使用料の算定において、算定した額が「年額」であるにもかかわらず「月額」であると誤認し、算定を誤り、使用料を過大に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定するとともに、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 平成18年度分</p> <table><tr><td>誤徴収額</td><td>62,226円</td></tr><tr><td>正徴収額</td><td>5,185円</td></tr><tr><td>過大徴収額</td><td>57,041円</td></tr><tr><td>還付加算金</td><td>3,500円</td></tr></table>		誤徴収額	62,226円	正徴収額	5,185円	過大徴収額	57,041円	還付加算金	3,500円
誤徴収額	62,226円								
正徴収額	5,185円								
過大徴収額	57,041円								
還付加算金	3,500円								

2 平成19年度分

誤徴収額 12,445円

正徴収額 1,037円

過大徴収額 11,408円

還付加算金 0円

3 使用者に対する還付金及び還付加算金の総額

71,949円

(平成20年5月16日に還付及び支払済み。)

措置（改善・検討）内容

今回の指摘事項に対し、再発防止策として措置した内容は次のとおりです。

1 今回の算定誤りは、平成18年度事務において算定した使用料の額が「年額」であるにもかかわらず「月額」として誤認したこと、また、平成19年度事務においては、前年度事務を踏襲し、事務処理を行ったことにより同じ誤りをしたことから、今後の事務処理に当たっては、条例及び算定基準をその都度確認し、その規定に基づいて事務処理を行うとともに、複数の職員で確認するよう所属職員に周知徹底した。

(平成20年6月4日実施)

2 事務処理に係るチェック機能が適正に働かなかったことも要因であることから、文書主任による事務処理のチェックを徹底するよう指示した。

(平成20年6月4日実施)